最終更新日：2024年7月2日
(株) ＤＮＡチップ研究所
代表取締役社長 的場 亮
問合せ先：総務課長 大塚 勉
証券コード：2397
http://www.dna-chip.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は「創造的革新」をモットーに遺伝子・ゲノム解析を通じて「世の中に役立つこと」、「人間尊重」を経営理念としております。これらの経営理念を実現し、持続的に企業価値を高めていくためには、独自の経営戦略構築と、その迅速な実践とともに、効果的なコーポレート・ガバナンス体制の構築が重要な経営課題の一つであると認識しています。当社は、行動規範として「DNAチップ研究所企業行動基準」を制定して、公平かつ透明な企業行動、法と正しい企業倫理に基づく行動を徹底し、コーポレートガバナンス体制のさらなる向上に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則１－２－４　株主総会における権利行使】
当社は、インターネットによる議決権行使を可能としております。また、招集通知の　英訳に関しては、海外投資家の割合が僅少なため現時点においては実施しおりま　せん。当社の株主構成における海外投資家比率の状況を踏まえつつ、招集通知の　英訳の判断をしてまいります。

【補充原則２－４－1人材の多様性】
21世紀に入りますます多様化する顧客ニーズに対応するためには、多様な才能の登用が不可欠と当社は考えております。当社は女性の登用、中核人材の登用における多様性の確保の現状及び今後の目標は以下のとおりです。

＜女性の登用＞
現在当社における女性管理職（マネージャー以上）の占める割合は20%であります。今後も能力ある女性管理職を登用し現状以上とすることを目標としております。

＜中途採用者の管理職への登用＞
管理職のほとんどが中途採用者であります。このため、特に今後の目標は定めておりません。

＜外国人の登用＞
当社外国人の従業員に占める割合は6%であります。当社の規模、事業形態、領域の観点から外国人の登用は積極的には行っておりません。今後の事業展開によって外国人登用を検討していきます。

＜多様性確保のための方針＞
当社は中途採用のみならず、今後新卒採用を積極的に行い様々な能力ある人材を受け入れるとともに社員が子育て、介護と仕事の両立ができるように育児休職・育児勤務、介護休職・介護勤務に関する規則を定めております。

【補充原則３－１－２　情報開示の充実】
当社は、海外投資家の持ち株比率が僅少なため現時点において英語での情報の　開示は行っておりません。今後、当社の株主構成における海外投資家比率の状況　を踏まえつつ、英語での情報開示の判断をしてまいります。

【補充原則3-1－3　サステナビリティ】
当社は、企業価値の向上の観点から、サステナビリティをめぐる課題対応を経営戦略の重要な要素として認識しております。サステナビリティの取り組みについては、環境に関する要素に加え、人的資本や知的財産への投資等の社会に関する要素の重要性が指摘されている点も踏まえて開示することを検討しております。

【補充原則４－１０-1　指名・報酬委員会】
当社は、独立社外取締役が過半数に達しており、取締役会で株主総会に提出する取締役の選任・解任関する内容、報酬に関して活発な意見を社外取締役から頂いております。今後、指名委員会・報酬委員会の設置については、状況に応じて検討して行きます。

【補充原則４－１１－１　取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】
当社の取締役会は、バイオ業界・技術に精通し、経営戦略策定およびその実践に関して能力のある社内取締役と、経営、財務、会計、法務などに見識のある監査等委員である取締役で構成することで多様性を維持しております。また定款の定めにより、取締役の人数を5名としております。
尚、スキルマトリックスの作成につきましては、今後検討して行きます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則１－４　いわゆる政策保有株式】
当社は現在、政策保有を目的とした株式を保有しておりません。
当社は、当社の中長期的な企業価値向上に向け、業務提携や取引強化に必要と認められる場合を除き、原則として政策保有株式を保有しませ

ん。

【原則１－７　関連当事者間の取引】
当社と取締役との間の競業取引や利益相反取引については、会社法および当社「取締役会規則」に基づき、監査等委員会で事前審議の上、取締役会の事前承認を取得し、その取引後に当該取引に関する内容について取締役会に報告することとしております。

【原則２－６　企業のアセットオーナーとしての機能発揮】
　当社は企業年金を導入しておりません。

【原則３－１　情報開示の充実】
（1）経営理念、経営戦略・経営計画
　<経営理念>当社ウェブサイト　(http://www.dna-chip.co.jp/company/company.html#philosophy) に開示しております。
　<経営戦略・経営計画>当社ウェブサイト (http://www.dna-chip.co.jp/company/index.html) の「決算説明資料」の中で経営戦略、経営計画について開示しております。
（2）コーポレートガバナンス基本方針
当社ウェブサイト (http://www.dna-chip.co.jp/company/company.html#control) に「内部統制基本方針」として開示しております。
（3）　経営陣幹部、取締役の報酬決定に係る方針・手続き
当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、取締役規則に定めております。取締役の報酬等の額は、株主総会が決定する報酬総額の限度内で、代表取締役が案を作成し、取締役会の決議により決定するものであります。また、監査等委員である取締役の報酬の額、またはその算定方法の決定に関する方針は、監査等委員会監査基準で定められております。ただし、監査等委員の報酬配分は、株主総会が決定する報酬総額の限度内で監査等委員の協議により決定するものとしております。

（4）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
経営陣幹部の選任と取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補の指名を行うにあたっては、当該人物の経験、知識、能力等を総合的に勘案のうえ、監査等委員会と代表取締役との間で意見交換した上で、取締役会にて決定しております。 監査等委員である取締役候補の指名を行うにあたっては当該人物の経験、知識、能力等を総合的に勘案のうえ、監査等委員会と代表取締役との間で意見交換した上で、取締役会にて決定しております。

（5）個々の選任、指名に関する説明
株主総会の選任議案に、個々の略歴、選任理由ならびに重要な兼職の状況等を記載し説明しております。

【補充原則４－１－１　取締役会の役割・責務】
当社は、コーポレートガバナンス体制として監査等委員会設置会社を選択しています。取締役会に業務執行を行わない社外取締役を複数置くことで業務執行と監督の分離を図り、社外取締役が監査を担うことを通じて経営全般の監督機能の充実と経営の公正性・透明性を確保するとともに、取締役会は法令および取締役会規則の定めるところに従い、重要な業務執行の意思決定を行います。取締役会にて決定すべき事項としているもの以外の業務執行および決定については、経営戦略会議または社内規則に基づき代表取締役社長等の経営陣に権限移譲を行うとともに、取締役会は経営会議および業務執行の状況を監督します。また、定款において、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定全部または一部を取締役に委任することができる旨を定め、必要に応じて代表取締役等へ重要な業務執行について委任し、迅速・果断な意思決定をしていきます。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
会社法の要件に加え、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準に基づき、客観的な視点から当社の経営等に対し、適切な意見を述べていただける方を候補者として選定することとしております。

【補充原則４－１１－２　兼任状況】
当社は、他の上場会社の役員は、おりません。取締役の他社での兼任状況については、選任時に開示するとともに、株主総会招集通知および有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行っております。

【補充原則４－１１－３　実効性評価】
当社は、毎年取締役全員で取締役会の構成や運営などについて分析・評価をおこなっております。
取締役会の実効性についての分析・評価の概要は以下のとおりです。
・取締役会の構成
　活発な議論や迅速な意思決定を行うにあたり適切な人数（6人）であり、また多様な事業等の経験や知識、高い専門性や見識　および中立で客　観的な視点を有する取締役で構成しております。
・取締役会の運営状況
　取締役会への取締役（含む社外取締役）出席率は概ね100%であり、適切な議論を経て意思決定を行っております。
　また、社外取締役の質疑・意見による取締役会における議論の活発化、ならびに社外取締役からのさまざまな観点での意見の提示を通じた適　　切な意思決定や監督を実施しています。
・提供資料・情報
　議案の内容を検討するにあたり、必要十分な資料・情報を取締役に提供しています。

【補充原則４－１４－２　取締役・監査等委員である取締役のトレーニング】
・就任にあたって、社外取締役には当社の経営理念、事業内容、運営体制等についての説明やインサイダー取引防止等　コンプライアンスに関す　る説明会を中心に、社内取締役には会社法、コーポレートガバナンスの説明を中心に、教育の機会を設けています。・就任後は随時、当社の事　業・中長期的課題に対する説明等、必要に応じ継続的に教育の機会を設けています。
・トレーニングに必要な費用負担については会社が負担しています。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
当社では、IR担当取締役を選任するとともに、総務部門をIR担当部署としております。 株主・投資家に対し、アナリスト・機関投資家向け決算説明会を半期に1回開催するとともに、IRミーティング等を実施し、株主との建設的な対話を促進するよう努めております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三井化学株式会社	937,474	13.85
藤井　衛	315,000	4.65
村上　博	209,600	3.09
日本モリマー株式会社	194,000	2.86
小橋　一太	172,500	2.54
楽天証券株式会社	128,500	1.89
上田八木短資株式会社	108,700	1.60
枝松　七郎	103,600	1.53
森　淳彦	91,000	1.34
竹川　公庸	97,900	1.29

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
久慈　正一	他の会社の出身者											
川本　祥子	学者											
岡村　友之	他の会社の出身者					○		○				
橋詰　和寛	他の会社の出身者					○		○				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
久慈　正一	○	○	株式会社日立ソリューションズをはじめとする執行役員等を数多く経験しており、そこで培われた経営全般に関する知識、経験を、当社の監査等に反映させていただくことを期待して、当社が招聘したものであります。当社独立役員であります。	東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する基準に該当しており、一般株主との間で利益相反となるおそれがなく、経営陣から独立していると判断し独立役員として指定しております。
川本　祥子	○	○	情報・システム研究機構国立遺伝学研究所の准教授であり、ライフサイエンス分野の知識・経験を有しており、当社研究開発技術にも詳しいことから、適任であると考え、当社が招聘したものであります。当社の独立役員であります。	東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する基準に該当しており、一般株主との間で利益相反となるおそれがなく、経営陣から独立していると判断し独立役員として指定しております。

岡村　友之	○		三井化学株式会社ライフ＆ヘルスケアソリューション事業本部での経験･見識が豊富であり、当社の理論にとらわれず、企画管理を含む企業社会全体を踏まえた客観的な視野で、独立性をもって経営の監視遂行するのに適任であると判断しております。また、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化につながるものと期待し、当社が招聘したものであります。	当社の筆頭株主である三井化学株式会社ライフ＆ヘルスケアソリューション事業本部医療事業推進室長であり、その経験･見識を当社の監督機能強化につながることを期待しております。
橋詰　和寛	○		三井化学株式会社ライフ＆ヘルスケアソリューション事業本部での経験･見識が豊富であり、また、公認会計士であることから、財務会計、内部統制に詳しく、当社のガバナンス強化につながるものと期待し、当社が招聘したものであります。	当社の筆頭株主である三井化学株式会社ライフ＆ヘルスケアソリューション事業本部企画管理部事業企画グループリーダーであり、また、公認会計士であることから、財務会計、内部統制に詳しく当社のガバナンス強化につながることを期待しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は、現在監査等委員会からの要望で職務を補助する使用人を設置しております。これは、取締役会で協議のうえ使用人をおくことに致しました。
また、監査等委員会より必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役（監査委員である取締役を除く）、部門長の指揮命令を受けないものとしております。
当該使用人の人事異動、評価等については、監査等委員会の事前の同意を得て決定するものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、策定した監査計画に従って、業務全般にわたり、妥当性、有効性、法令遵守状況につき、取締役会、経営戦略会議への出席、重要書類の閲覧等を通じて監査を行っております。さらに、監査等委員取締役は会計監査人から監査計画、監査実施状況等の報告を受けるとともに、監査室より内部監査の状況についても報告を受ける等、情報交換を行い会計監査人、監査室との相互連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	実施していない

該当項目に関する補足説明

バイオ市場は比較的歴史の浅い市場分野で当社社歴も浅いことから、現在は将来の成長発展に向けて研究開発を推進している段階であり、当面は実施を見合わせる考えです。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬の開示方法に関しましては、有価証券報告書において取締役報酬の総額を開示し、その内数として社外取締役報酬を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬の額は、全額基本報酬としており、株主総会で決議された報酬総額の範囲において、世間水準、会社業績等を考慮のうえ、年額をもって取締役会で監査等委員会の同意をもって決定することとなっております。監査等委員を除く取締役の報酬等は、取締役会において年額で決定し毎月定期的に支払うこととなっております。会社の業績が著しく低下し、もしくは役員禁止条項に抵触したときには取締役会の決議により減額することがある旨を役員規則に定めております。なお、当社の役員の報酬限度額は、2017年6月21日開催の第18回定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く)について年額6,000万円以内、取締役(監査等委員)について年額2,400万円以内と決議いただいております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポートは監査室が行っており、取締役会の議題に関する資料配布や、取締役会の審議経過をまとめ報告を行っております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は取締役(監査等委員である取締役を除く)2名、監査等委員である取締役4名(うち社外取締役4)で構成され、会社の経営方針、経営戦略および重要な意思決定ならびに業務執行の監督を行っており、3ヶ月1回以上の定例開催しております。
また、取締役会とは別に個別経営課題の協議の場として取締役(監査等委員である取締役を除く)、各部門マネージャー以上により構成する。経営会議を毎月1回以上開催しております。経営計画、組織体制、財務状況、営業状況等実務的な検討が行われ、迅速な経営の意志決定に寄与しております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。
当社は、監査等委員である取締役に取締役会おける議決権を付与することにより、監査・監督機能を強化することを目的として、監査等委員会設置会社という経営形態を選択しております。また、複数の社外取締役の招聘により、取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現を図ることに加え、コンプライアンス体制、内部統制体制を確立するとともに、各々について定期的に取締役会での報告を行うことで、取締役会による、取締役の業務執行の監督を実効性あるものとしております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議決権行使書の円滑な回収のために、株主総会招集通知書を総会開催19日前に発送いた しました。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使書の円滑な回収のために、インターネットによる議決権行使を実施いたしました。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算に関しては5月下旬、中間決算については11月下旬に説明会を開催し、決算概況および事業計画についてご説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	「株主・投資家の皆様へ」というページを設け、決算短信、事業報告、 プレスリリース、IRスケジュール、株式情報等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関しては総務部が担当しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	重要情報を適切に管理し、かつ適時開示することにより、証券取引に関する法令に定める内部者取引の防止を資するため「情報の管理と開示に関する規則」を制定し、運用しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

※内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

⑴ 取締役（監査等委員であるものを除く。）職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
(ア)ＤＮＡチップ研究所　企業行動基準を制定し、当該基準に基づいた行動を当社取締役に徹底しております。
(イ)コンプライアンス管理規則を制定し、取締役及び使用人がコンプライアンス遵守を推進するための体制を整備しております。
(ウ)監査等委員は、取締役会及び会社の重要事項を審議する経営戦略会議に出席し必要に応じ意見を述べるほか、
業務執行状況の確認等を通じて、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合しているかどうかを監査等委員会監査基準に基づき
監査しております。

⑵ 取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
情報管理規則に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し、保存しております。
必要な関係者は必要に応じてこれを閲覧できる体制としております。

⑶ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
経営に重大な影響を及ぼすリスクに備えるために、リスク管理に係る規則を策定し、経営戦略会議において、リスクの把握、管理、対応を行っております。

⑷ 取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務の執行の機動性、効率性、実効性を向上するために以下の事項を定めております。
(ア)定例取締役会を適宜開催し、重要事項に関して迅速に意思決定を行っております。
(イ)常勤取締役と部門長を主要メンバーとする経営戦略会議を原則として月1回以上開催しております。
経営戦略会議では、当社経営戦略会議規則に基づく経営に関する重要事項の審議及び事業戦略の進捗報告等を行っております。
(ウ)経営戦略会議において、事業計画に基づいた予実管理を行い、差異分析を通じ必要な措置を講じております。

⑸ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
全使用人に法令及び定款の遵守を徹底させるため、当社ではコンプライアンス管理規則が制定されております。

当規則に基づき、全使用人に対してコンプライアンス遵守を徹底させるための研修を実施しております。
同時に同規則に基づいた内部通報窓口を設け、周知徹底をはかることで、コンプライアンス遵守の実効性を高めております。

⑹ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は特定の企業集団に属しておらず、子会社等も存在しないため、該当いたしません。

⑺ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性および実効性に関する事項
(ア)当社は現在監査等委員の職務を補助する使用人を設置しておりませんが、監査等委員がこれを求めた場合には、
取締役会での協議の上、使用人を置くこととしております。
(イ)監査等委員会より必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役（監査等委員であるものを除く）、部門長等の指揮命令を
受けないものとしております。
(ウ)当該使用人の人事異動、評価等については、監査等委員会の事前の同意を得て決定するものとしております。

⑻ 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
(ア)取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて業務執行状況を報告するものとしております。
(イ)取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、内部通報の状況およびその内容を速やかに監査等委員会に
直接報告することとしております。

⑼ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び職務の執行について生ずる必要に関する事項
(ア)監査等委員会は、取締役会及び経営戦略会議に出席するとともに、議事録、決裁文書等業務に関する重要な文書を閲覧、必要に応じて
取締役または使用人にその説明を求めることができるようにしております。
(イ)代表取締役社長は、監査等委員会との間で適宜意見交換を実施することとしております。
(ウ)監査等委員会は、会計監査人と適宜意見交換し、会計監査内容についての説明を受け、情報交換など連携をはかることとしております。
(エ)監査等委員会は内部監査の結果について報告を受けることとしております。
(オ)監査等委員が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、当社はこれに応じることとしております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

※反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。
反社会勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
⑴ 当社は、反社会勢力による接触、不当要求に対しての毅然とした態度で対応し、断固たる姿勢で反社会勢力との関係排除に取り組んで

います。
⑵ 反社会勢力との関係遮断について当社は、反社会的取引の防止に関する規則および当該管理指針において明文化し、全役職員に周知徹底を図っています。
⑶ 取引先については、取引開始前に信用調査機関等による調査、地域企業からの情報収集等による確認を行っています。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

適時開示体制

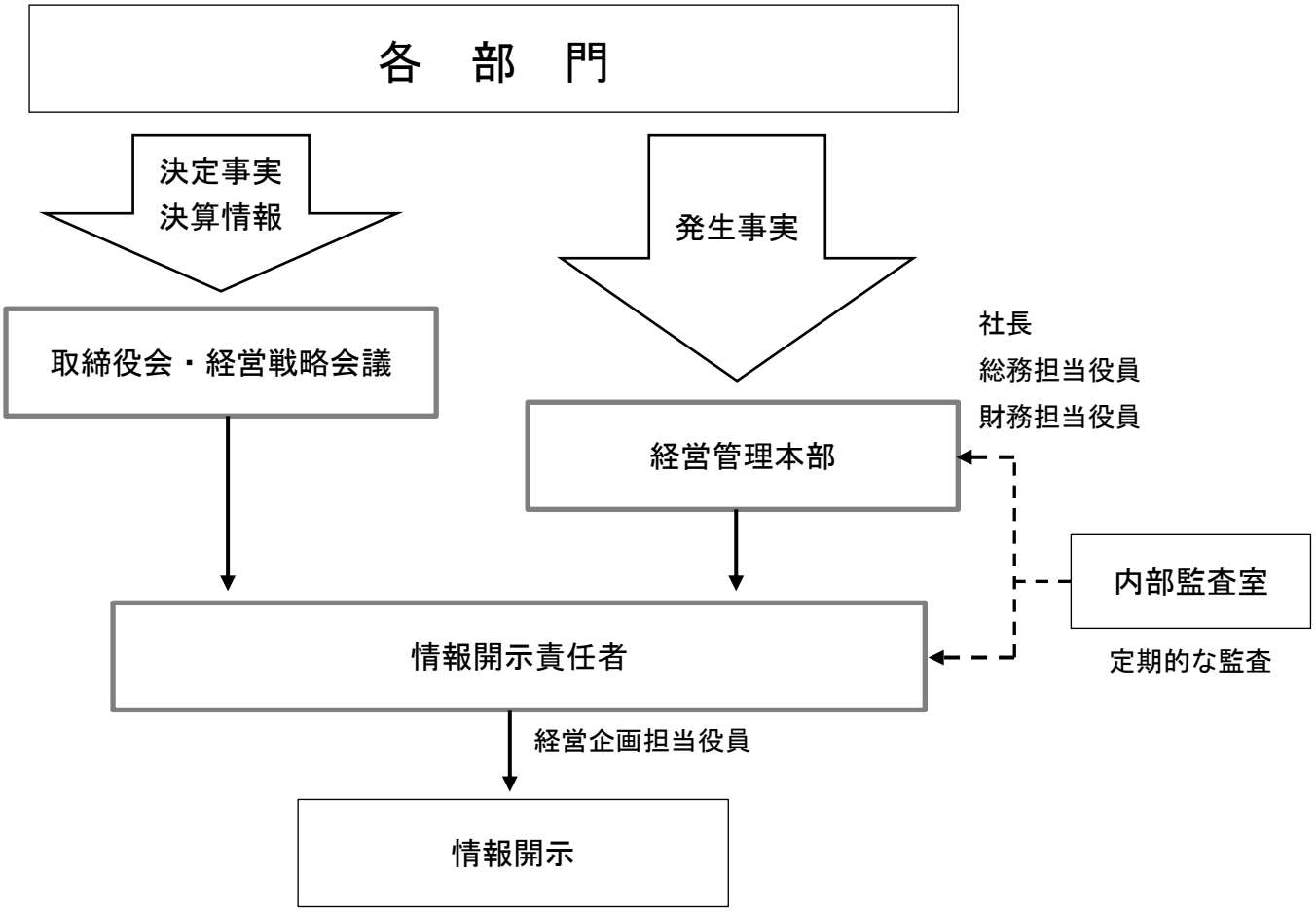
各　部　門
決定事実
決算情報
発生事実
取締役会・経営戦略会議
社長
総務担当役員
財務担当役員
経営管理本部
内部監査室
定期的な監査
情報開示責任者
経営企画担当役員
情報開示

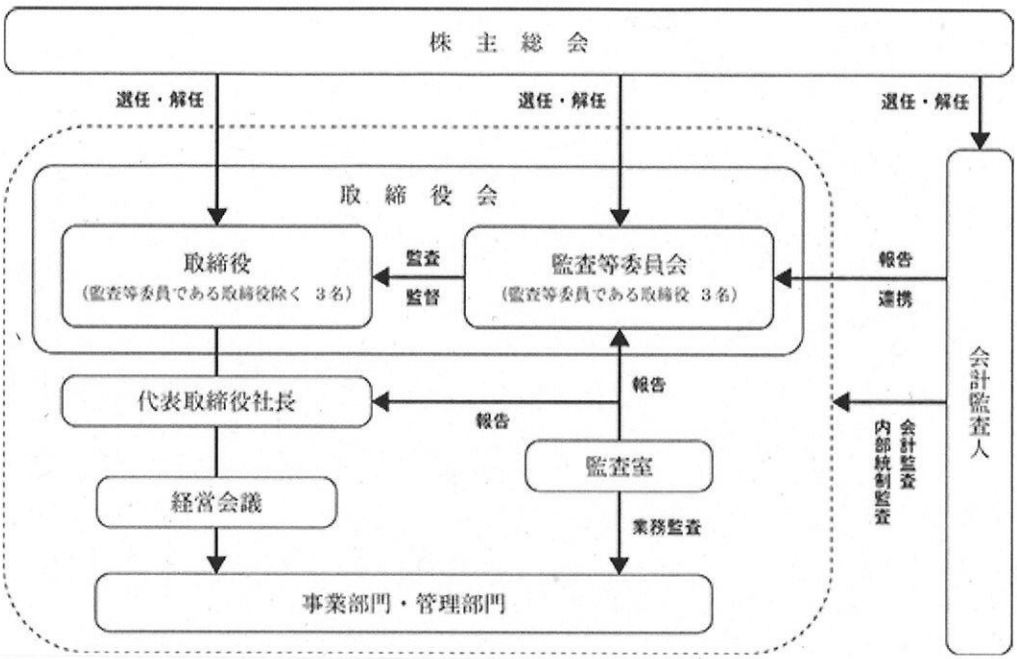
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取締役会
取締役
（監査等委員である取締役除く 3名）
監査
監督
監査等委員会
（監査等委員である取締役 3名）
報告
連携
会計監査人
代表取締役社長
報告
報告
監査室
会計監査
内部統制監査
経営会議
業務監査
事業部門・管理部門